

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料

<補足資料内容>

1. グリーンインフラの検討内容について
2. 排水施設計画と河川の切り回し及び暗渠化について
3. 現況を踏まえた予測・評価について
4. 関係車両の走行について
5. 転圧や植栽後のSS濃度について
6. アルカリ排水対策の内容について
7. 地盤改良材について
8. 堀谷戸川と和泉川を底質調査の対象外とした理由について
9. 地下水への影響について（防衛省による調査結果）
10. 汚染土壌の掘削除去を行う際の対応について
11. 困繞景観の予測の前提条件について
12. 工事用車両の運行ルートについて

令和3年7月

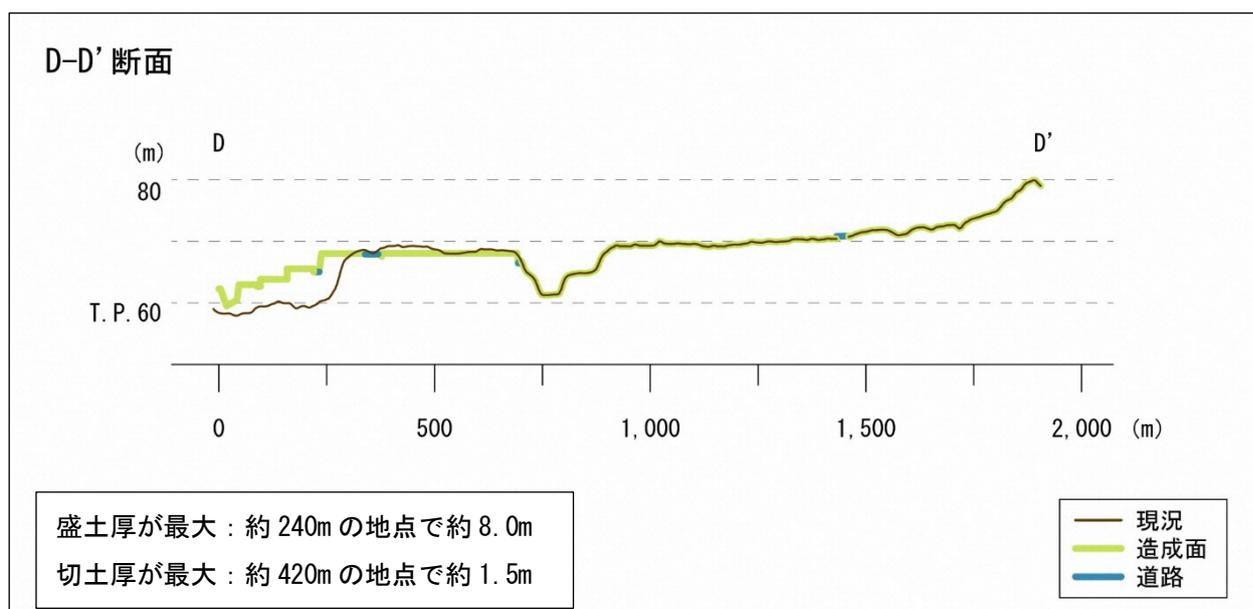
横浜市

1. グリーンインフラの検討内容について

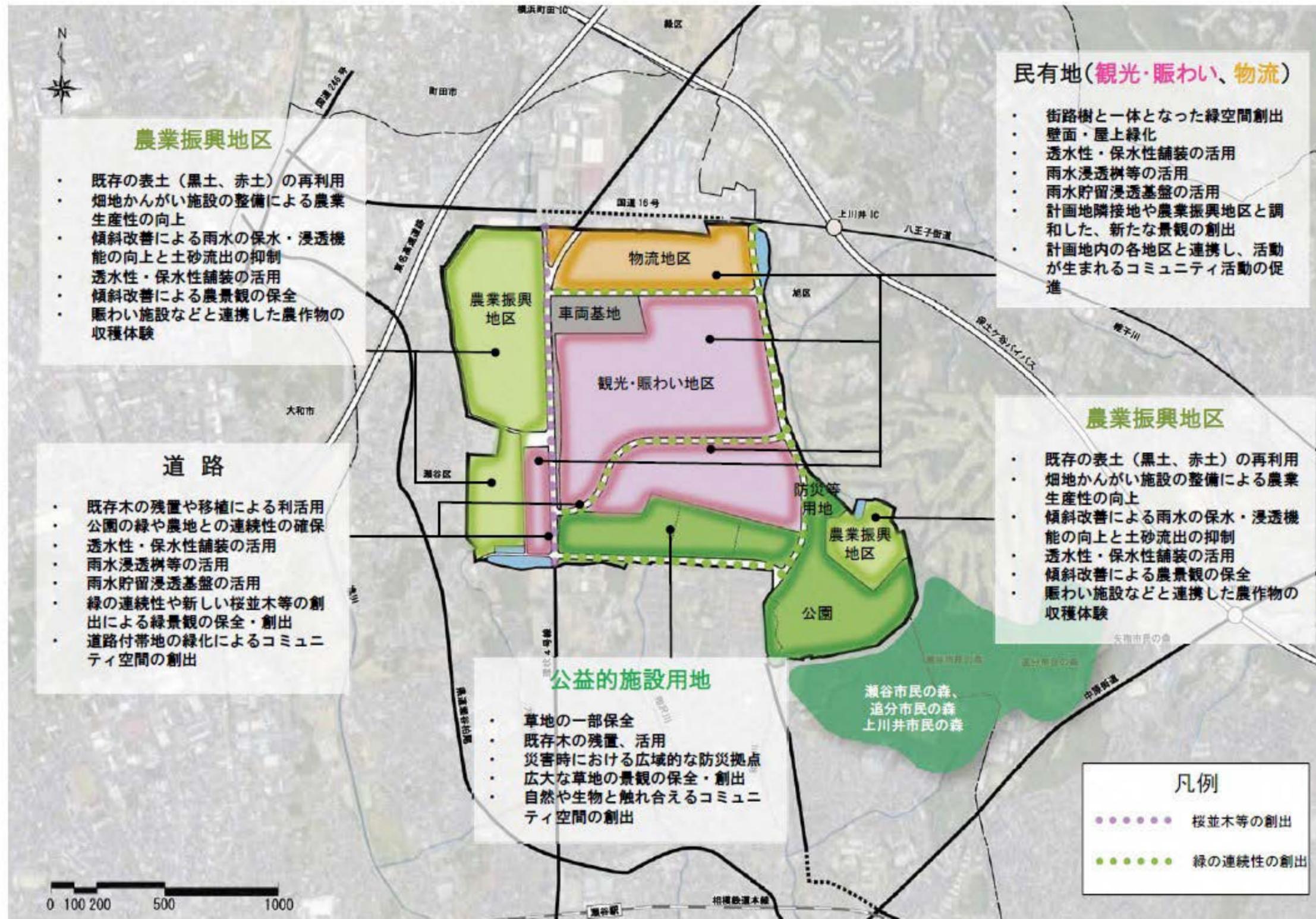
地区全体の「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けた、令和2年度からの検討状況については、次ページ以降に示す通りです。私有地も含めた地区全体で検討を行っているグリーンインフラの手法について、断面イメージと土地利用計画図に落とし込んでいます。本地区におけるグリーンインフラの手法については、今後も引き続き検討を行っていきます。

なお、道路などの公共用地におけるグリーンインフラについては、土地区画整理事業で公共用地を整備する際に実装を行っていき、私有地におけるグリーンインフラについては地区計画等を定める際の緑化率やグリーンインフラにおけるガイドラインを作成することなどによる実装を検討していきます。

また、準備書 p2-8 に示したD-D' 断面における現況高さ及び盛土厚については、以下に示す通りです。



■グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容



■グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容



	農業振興地区	道路	民有地 (観光・賑わい、物流)	公益的施設用地
環境保全 ・改善	<ul style="list-style-type: none"> 既存の表土（黒土、赤土）の再利用 畑地かんがい施設の整備による農業生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 既存木の残置や移植による利活用 公園の緑や農地との連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹と一体となった緑空間創出 壁面・屋上緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 草地の一部保全 既存木の残置、活用
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制 透水性・保水性舗装の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 透水性・保水性舗装の活用 雨水浸透樹等の活用 雨水貯留浸透基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 透水性・保水性舗装の活用 雨水浸透樹等の活用 雨水貯留浸透基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における広域的な防災拠点
景観	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による農景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地隣接地や農業振興地区と調和した、新たな景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 広大な草地の景観の保全・創出
グリーン コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい施設などと連携した農作物の収穫体験 	<ul style="list-style-type: none"> 道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の各地区と連携し、活動が生まれるコミュニティ活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出

2. 排水施設計画と河川の切り回し及び暗渠化について

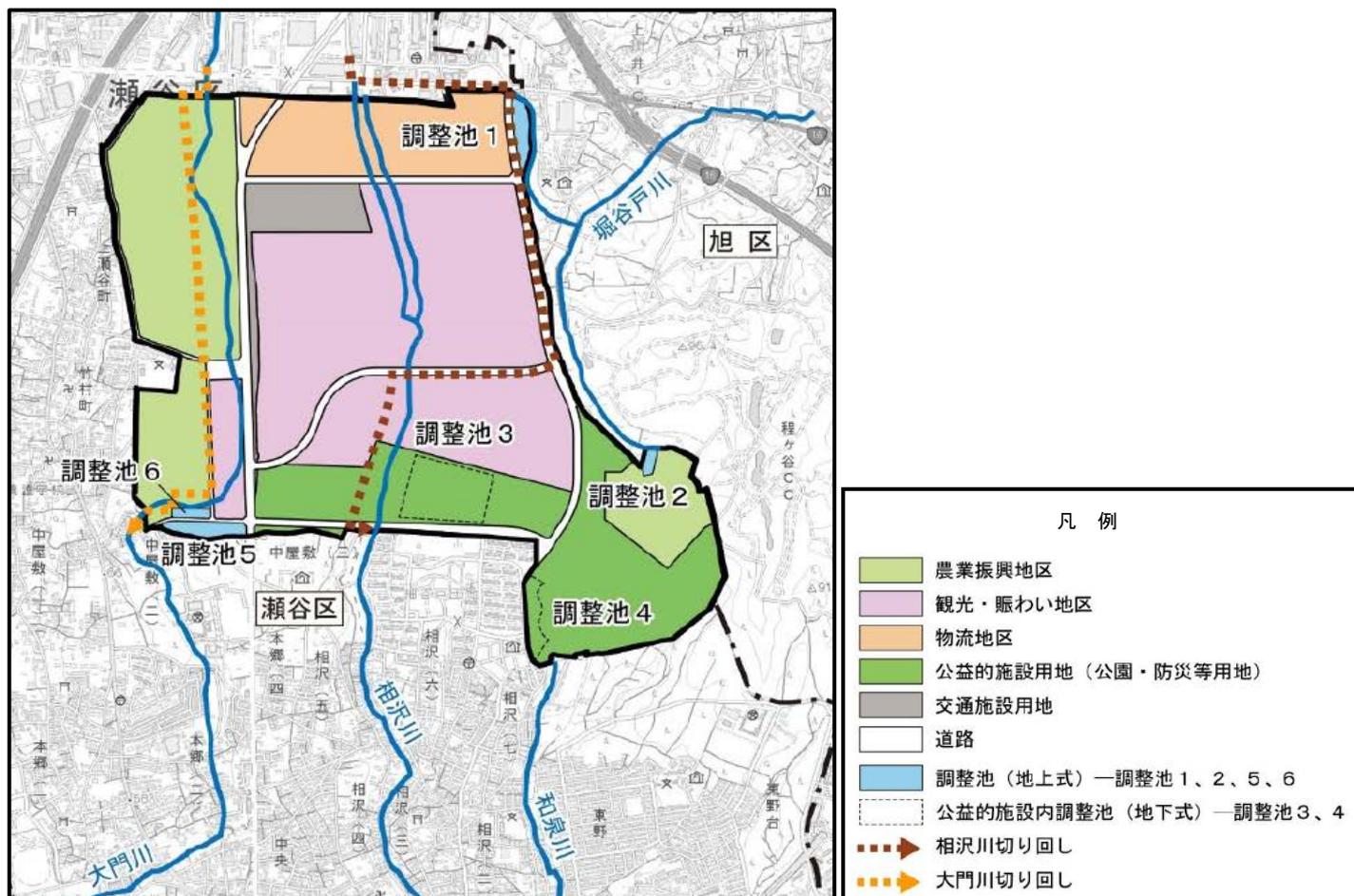


図 調整池の位置及び河川切り回しルート

表 調整池の容量及び集水区域面積

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池 1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池 2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池 3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池 4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池 5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池 6	大門川	約 33.7	約 24,300

まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、相沢川については、新たに整備する区域内道路の下に切り回し、暗渠化する計画です。また、大門川についても、なるべく平坦な農地環境を創出するため、道路の下に切り回し、暗渠化する計画です。

なお、対象事業実施区域内の雨水については、今後、関係部署と協議をしていきますが、各流域の調整池に適切に流入する計画です。

また、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、表に示すとおり、対象事業実施区域内の6か所に30年確率降雨に対応する調整池を適切に設置します。なお、超過降雨に対しては、ハザードマップの周知等のソフト対策を活用していきます。

3. 現況を踏まえた予測・評価について

大気質、騒音、振動及び地域社会の予測評価項目において、現況値と予測値並びにそれらの数値が環境基準、規制基準等の目標となる数値を満足しているかどうか、さらに現況値と予測値を比較した結果を下表に示します。

表 現況値と予測値との比較

予測評価項目			現況値		予測値		現況値と予測値の比較 ^{*1}	
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素	ppm	0.031 ^{**2}	○	0.048	×	0.017 (寄与率 ^{**3} : 43.5%)
		浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.050 ^{**2}	○	0.052	○	0.002 (寄与率 ^{**3} : 8.7%)
		降下ばいじん	t/km ² /月	* ^{**4}	○	5.7~9.6	○	
	工事用車両の運行	二酸化窒素	ppm	0.030777 ^{**2}	○	0.032266~ 0.035794	○	0.001489~0.005017 (寄与率 ^{**3} : 0.2~2.7%)
		浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.049607 ^{**2}	○	0.049683~ 0.050001	○	0.000076~0.000394 (寄与率 ^{**3} : 0.01~0.19%)
		降下ばいじん	t/km ² /月	* ^{**4}	○	0.1~3.4	○	
	関係車両の走行	二酸化窒素	ppm	0.030777 ^{**2}	○	0.031510~ 0.033218	○	0.000733~0.002441 (寄与率 ^{**3} : 3.32~10.00%)
		浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.049607 ^{**2}	○	0.049638~ 0.049766	○	0.000031~0.000159 (寄与率 ^{**3} : 0.11~0.54%)
	騒音	建設機械の稼働		dB	* ^{**4}	○	69	○
工事用車両の運行 ^{**5}			dB	65.7~72.7	—	65.9~73.5	—	0.1~1.9
関係車両の走行 ^{**6}			dB	昼 58~73 夜 50~72	—	昼 64.6~72.9 夜 57.9~72.9	—	昼 -0.7~6.9 夜 -2.5~6.7
振動	建設機械の稼働		dB	* ^{**4}	○	61	○	
	工事用車両の運行		dB	昼 47.6~57.9 夜 45.1~55.8	○	昼 47.6~58.9 夜 46.2~56.4	○	昼 0~2.3 夜 0.6~3.2
	関係車両の走行		dB	昼 36~58 夜 32~59	○	昼 46.0~53.3 夜 44.8~52.7	○	昼 -5.1~9.0 夜 -14.2~9.8
地域社会	工事用車両の運行	交差点需要率 ^{**7}		平 0.457~0.793 休 0.313~0.680	○	平 0.513~1.114 休 0.374~0.959	—	平 0.011~0.321 休 0.000~0.347
		交通容量比 ^{**8}		平 0.031~1.116 休 0.025~0.969	—	平 0.031~2.631 休 0.025~2.437	—	平 0.000~1.894 休 0.000~1.948
	関係車両の走行	交差点需要率		平 0.485~0.793 休 0.338~0.680	○	平 0.302~0.774 休 0.260~0.731	○	平 -0.398~0.211 休 -0.400~0.170
		交通容量比		平 0.031~1.116 休 0.037~0.969	○	平 0.000~0.987 休 0.000~0.975	○	平 -0.704~0.449 休 -0.647~0.500

注：○印、×印は、環境基準等の数値を満足しているか又はしていないかを示します。

※：1. 地点別に現況値から予測値の増分を求め、その最小値と最大値を示しました。

2. バックグラウンド濃度（二酸化窒素：0.013ppm、浮遊粒子状物質：0.021mg/m³）に準備書 p.9.1-25 の表 9.1-25 に示しました年平均値から日平均値への換算式を用いて、二酸化窒素は日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値を示しました。

3. 寄与率は、準備書に記載されている数値（年平均値から求めた数値）を記載しています。

4. *の予測評価項目は、予測値と比較できる現況値ではないため、現況値を記載していません。

5. 地点により○、×があるので—と示しました。詳細は準備書 p.9.2-27 をご覧ください。

6. 地点により○、×があるので—と示しました。詳細は準備書 p.9.2-37 をご覧ください。

7. 地点により○、×があるので—と示しました。詳細は準備書 p.9.17-49 をご覧ください。

8. 地点により○、×があるので—と示しました。詳細は準備書 p.9.17-50,51 をご覧ください。

前掲表に示すようにほぼ全ての予測評価項目において、現況値に比べて予測値の方が大きな値を示しています。

そこで、準備書に記載している「事業者により実施できる環境保全措置」はもちろんのこと、電気自動車、燃料電池等の走行時に環境負荷の小さい車両の導入や、車両の出入口の分散化などを上物事業者に促すなどの対応を進めていきます。

特に注意しなければいけないのが、①大気質・建設機械の稼働・二酸化窒素、②騒音・工事用車両の運行、③騒音・関係車両の走行、④地域社会・工事用車両の運行・交差点需要率及び⑤地域社会・工事用車両の運行・交通容量比と考えます。これら5つの予測評価項目は、現況値は目標となる数値を満足していますが予測値はその値を満足していない結果となっています。

よって、①大気質・建設機械の稼働・二酸化窒素については、評価書において該当する部分の記述を修正したいと考えます。(修正箇所とその内容については、下記のとおりとします。)②騒音・工事用車両の運行、④と⑤の地域社会・工事用車両の運行については、工事用車両の運行ルートを再検討し、目黒交番前交差点の負荷を少しでも抑えられるように検討し、事業者の実行可能な範囲内で、できる限りの影響の低減に努めます。③騒音・関係車両の走行については、準備書 p. 9. 2-34 に記載した環境保全措置(公共交通機関の利用促進、車両の効率的な利用促進)が行われるように将来の土地利用者に促していきます。

環境影響評価を行う事業者の姿勢として、実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を抑えることが大切であることを再認識して、本事業の検討や必要となる手続きに取り組んでいきます。

○評価書の修正箇所と内容について

- ・ p. 9. 1-26 ②評価結果 イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合による評価の文章を以下のとおり修正します。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果と環境基準の比較は、表 9. 1-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の二酸化窒素の濃度(バックグラウンド濃度)は、0. 013ppm です。これは、瀬谷区南瀬谷小学校測定局の年平均値の5年間の平均値であり、日平均値の年間98%値に換算すると0. 031ppmとなり、0. 04ppmを下回っている地域です。

二酸化窒素の予測結果(日平均値の年間98%値)は0. 048ppmであり、環境基準の範囲(0. 04~0. 06ppm)内には入っているものの、環境省の通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企262号 昭和53年7月)では、「1日平均値が0. 04ppm以下の地域にあつては、原則として0. 04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」とされているため、環境基準との整合が完全に図られているとは言い難いと評価します。また、横浜市環境目標値(0. 04ppm)についても整合が図られていません。

よって、表 9.1-23 に記しました環境保全措置の実施を徹底し、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の低減を図ります。

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の～（以下、準備書の文章のまま）

・上記の修正内容を受けて、二酸化窒素の環境基準を記載している以下の3箇所について波線の文章を追記します。

1)p. 9.1-25 (3)評価 ①評価手法 イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合による評価

●二酸化窒素(日平均値の年間98%値)：0.04～0.06ppm内、又はそれ以下※

※「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあつては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企262号 昭和53年7月)より抜粋)

2)p. 9.1-25 表 9.1-24 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準

表 9.1-24 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準

昭和48年環境庁告示第25号
昭和53年環境庁告示第38号

物質	環境上の条件	評価方法(長期的評価)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。※	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%(日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあたる測定値を除外した後の最高値(日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

※：「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあつては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企262号 昭和53年7月)より抜粋)

3) p. 9. 1-26 表 9. 1-26 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

表 9. 1-26 二酸化窒素の予測結果^{※1}と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準
最大寄与濃度出現地点	0.023	0.048	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下であ ること。 ^{※2}

※：1. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度（0.013ppm）を含みます。

2. 「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」（環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環大企262号 昭和53年7月）より抜粋）

4. 関係車両の走行について

本事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される「工事の実施」や「土地又は工作物の存在及び供用」について、予測・評価を行うものですが、令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」において、将来的には年間1,500万人が訪れることを見込んでいることから、「観光・賑わい地区」や「物流地区」への従業者や来客者による「関係車両の走行」についても、環境影響評価項目として選定しました。

観光・賑わい地区や物流地区に建設される上物については、その施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、将来の土地利用者が環境影響評価を実施することとなります。

従って、土地区画整理事業者としては、将来の土地利用者に公共交通機関の利用促進や関係車両の効率的な管理等による車両の効率的な利用促進をお願いすることで、関係車両の走行における影響について低減を図っていきたいと考えています。

道路の通行規制等については、交通管理者と必要に応じて、今後、協議していくこととなります。

なお、社会情勢を勘案すると、温室効果ガス低減の施策とも関連して、電気自動車や燃料電池車などの一層の普及や車両の軽量化等も期待でき、これらによる自動車単体の低騒音化も期待できます。

5. 転圧や植栽後のSS濃度について

準備書における水の濁りの予測に当たっては、SSの初期濃度2,000mg/Lと高濃度の条件を設定しているほか、和泉川の地点については、土砂の沈降特性は土質1地点（武蔵野ローム層で粘土質主体）の結果を用いて、土砂の残留率が高くなる条件により予測をしており、現況を上回る濃度となっています。

そのため、本事業で環境保全措置として実施する、造成箇所の速やかな転圧や植栽の効果について予測しました。

予測の前提条件及び予測結果は次に示すとおりです。

(1) 予測の前提条件

ア 流出係数

「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」（平成16年国土交通省告示第521号）に示す土地利用の形態の区分のうち、「人工的に造成され植生に覆われた法面」を適用して、0.4としました。

イ SSの初期濃度

国総研資料第594号『道路環境影響評価技術手法「7.水質 7.4切土工事等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り」に関する参考資料』によると、植栽したばかりの法面では、濁水を抑える効果が十分に現れることが明らかになっています。

上記資料に掲載されている事例では、累積雨量65.5mmで、裸地法面では平均で310mg/Lに対し、植栽法面では平均で20mg/Lとなっており、約9割の削減となっています。

従って、環境保全措置を行うことで、少なくとも1割程度の初期濃度削減が図られると想定し、SSの初期濃度を1,800mg/Lと仮定しました。

(2) 予測結果

$$Q = A \times f \times I / (1,000 \times 60) = 211,800 \times 0.4 \times 7.1 / 60,000 = 10.0 \text{ (m}^3/\text{min)}$$

$$T = V / Q = 15,200 / 10.0 = 1,520 \text{ (min)}$$

1,520分後の仮設調整池出口での土砂の残留率Pは、

$$P = 748.27 \times 1,520^{-0.463} / 2,000 \times 100 = 1.26\%$$

となり、初期濃度を1,800mg/Lとした場合の仮設調整池出口でのSS濃度は以下の通りです。

$$\text{SS濃度} = 1,800 \times 1.26 / 100 = 22.68 \text{ mg/L}$$

従って、法面植栽等により、初期濃度を1割削減することにより、現況SS濃度の23mg/L以下となるため、現況を悪化させないものと考えます。

6. アルカリ排水対策の内容について

アルカリ排水対策の具体的な内容については、今後の詳細な施工計画立案時において検討しますが、現時点では以下に示すとおりです。

- ・プレキャスト製品の活用により、現場でのコンクリート打設量は必要最小限とします。
- ・調整池の工事等でやむを得ずコンクリートの打設を行う場合は中和剤を用いますが、その際は、劇物、危険物に該当しない無機酸系の中和剤を積極的に利用します。
- ・作業員には安全教育の一環として、中和剤の取り扱いに関する留意点（原液を河川に漏らさないこと、作業時の服装等）を徹底します。
- ・中和剤使用による仮設調整池下流側での COD 上昇等による水質悪化や生態系への影響を未然防止に留意します。
- ・温室効果ガス排出量削減等の観点から、炭酸ガスの投入による中和は回避します。
- ・中和については、排水の水質（pH、SS 等）を考慮した排水処理施設を設置し、処理の流れは次のとおりです。
 - ① 排水量を確認します。
 - ② 排水の pH 値を測定します。
 - ③ 投入量の目安表より中和剤を計量します。（目安表は中和剤に添付されています。）
 - ④ 排水に計量した中和剤を添加します。
 - ⑤ 添加後、全体に混ざるように良く攪拌します。（30 秒程度）
 - ⑥ pH 値を測定します。
 - ⑦ 排水基準値内であれば処理完了、pH 値が排水基準を満足しない場合は、手順③より再度調整を行います。

※準備書では自然沈殿方式を前提として水の濁りの予測を行っていますが、必要に応じて沈殿装置を設置することとし、今後詳細施工計画で決定します。

7. 地盤改良材について

セメント系固化材を地盤改良に用いる場合は、六価クロム溶出量低減型の汎用固化材を用います。

（製品名の例 ジオセット 200、タフロック 3 E 型等）

なお、その際、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）の一部変更について」（国官技第 16 号 国営建第 1 号 平成 13 年 4 月 20 日 国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課長）に基づき、溶出試験を行い、土壌の汚染に係る環境基準値以下であることを確認します。

8. 堀谷戸川と和泉川を底質調査の対象外とした理由について

都市計画対象事業では、各河川の流域ごとに調整池（工事中は仮設調整池）を配置し、降雨時の土砂が直接そのまま当該河川に流れ込むことはないため、方法書段階で河道の改修工事を行うことが想定されており、改修箇所の下流側の底質への影響が懸念された相沢川と大門川の対象事業実施区域下流側の地点で調査を行うことを計画し、これに従い調査を行いました。

なお、準備書の P.9.5-7 の脚注に記載のように、都市計画対象事業の工事中においては、仮設調整池により土砂を沈降させた後、公共用水域に放流することから、底質汚染は主に水の汚れを介して生じると考えられます。そのため、底質汚染の監視は、水質（水の汚れ）を定期的に監視することにより効果的に把握できるものと考えます。水質の監視は、事後調査として堀谷戸川、和泉川についても行いますので、堀谷戸川、和泉川についても、事後調査で水の汚れが確認された場合は、その状況に応じて底質汚染の確認も行う予定であり、その旨を評価書に記載します。

9. 地下水への影響について（防衛省による調査結果）

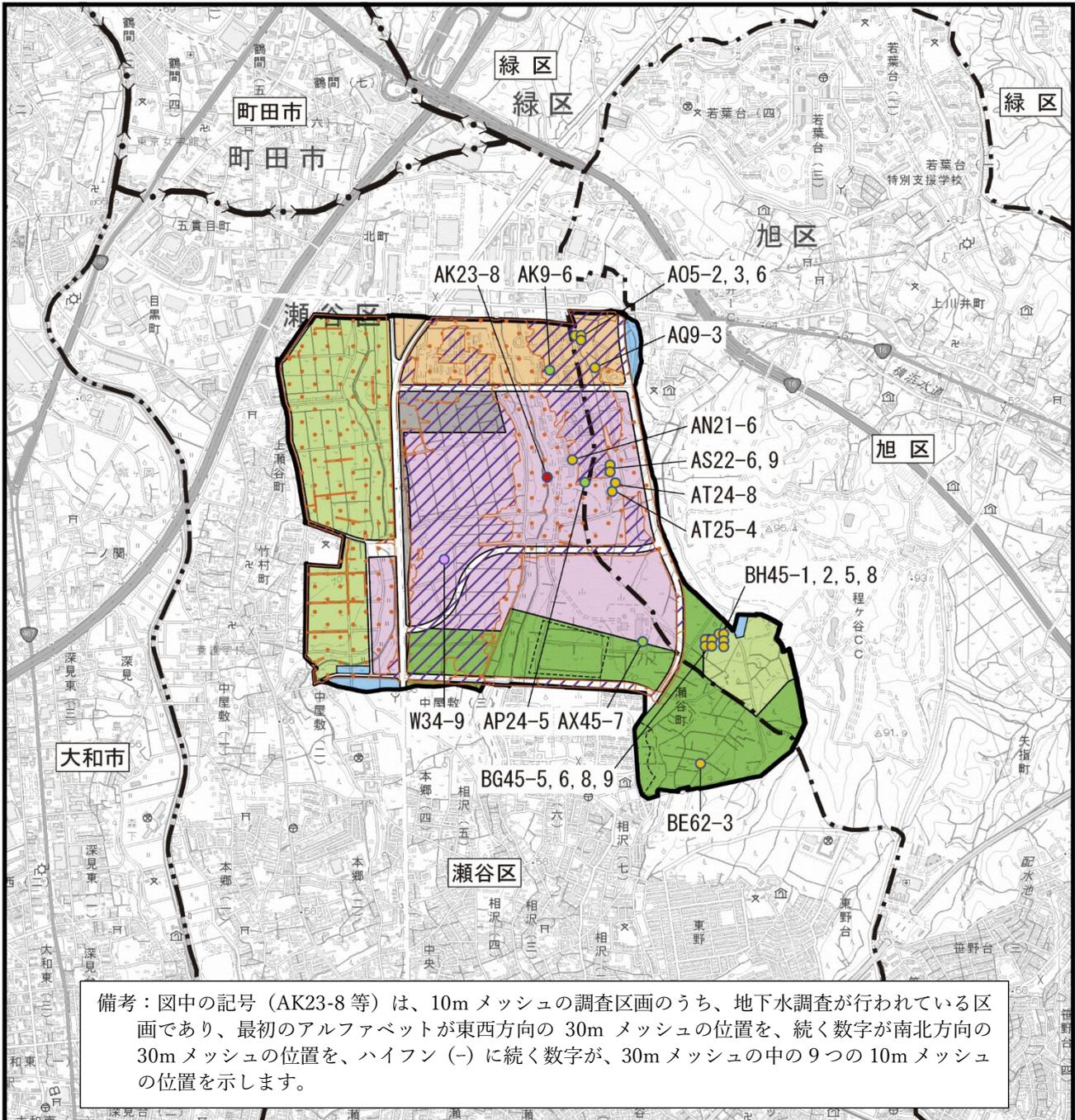
防衛省により国有地において地下水調査が行われた地点の調査場所と調査結果（地下水だけでなく、土壌汚染の調査結果も併記しています。）については、次ページ以降に示すとおりであり、土壌溶出量が指定基準を超過した 23 区画（鉛及びその化合物 21 区画、砒素及びその化合物 1 区画、ふっ素及びその化合物 1 区画）の全てにおいて地下水が確認され、調査がなされていますが、地下水汚染は現状では見られていません。

対象事業実施区域及びその周辺の地下水の流向について直接観測したデータはありませんが、大門川沿いでは、資料編（P.資料 地下水-2、図 9.6-1(1)）に示すように、広域的な地下水帯水層となりうる洪積砂礫層（図中の凡例 Dg）の傾きに沿って北から南への流れになるものと推定されます。相沢川沿いにおいては、資料編（P.資料 地下水-3、図 9.6-1(2)）に示すように、大門川沿いほど顕著ではありませんが、地質 6（準備書 P.9.6-2 参照）の南側においては同様な傾向がみられます。当該洪積砂礫層は概ね GL-15m 以深に分布しています。一方、防衛省による調査では、GL-10m 程度よりも浅い位置において確認されている地下水層は武蔵野ローム層又は表層の沖積層の中にある宙水を採取しているものと考えられます。

防衛省による調査結果で汚染土壌が確認された範囲は、大半が深度 2m 以下の地表面近くであり、最も深い和泉川の源流部付近の 1 区画においても深度 8、9m での確認となっていることから、洪積砂礫層内に分布すると推定される GL-15m 以下の帯水層には影響が及ぶことはないと考えています。

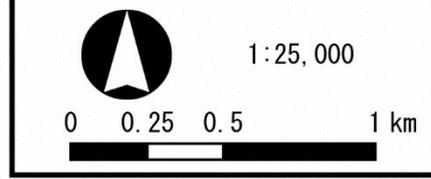
民有地における地下水の水質の調査は、ふっ素及びその化合物の土壌溶出量調査結果が指定基準を上回った 20 区画のうち、地下水が確認された 10 区画で行われており、その結果はいずれも定量下限値（0.08mg/L）未満でした。なお、地下水位（孔内水位）は、多くの地点が GL-7m 以深にあり、国有地よりも深い値でした。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



凡例

- 対象事業実施区域
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地（公園・防災等用地）
- 交通施設用地
- 道路
- 調整池（地上式）
- 公益的施設内調整池（地下式）
- 盛土
- 切土
- 鉛（土壌溶出量）基準超過地点
- 鉛（土壌溶出量・含有量）基準超過地点
- ひ素（土壌溶出量）基準超過地点
- ふっ素（土壌溶出量）基準超過地点



注：○は、汚染土壌が確認された区画の概略位置を見やすさの観点から、強調して示すものです。

図 地下水汚染の調査実施場所（国有地）

表 土壌分析結果一覧表（鉛 土壌溶出量、地下水 (mg/L)）

深度 (m)	AK9-6	AN21-6	A05-2	A05-3	A05-6	AP24-5	AQ9-3	AS22-6
0~0.05 0.05~0.5	0.019	0.014	0.042	0.056	0.013	0.025	0.024	0.029
旧地盤	—	—	—	—	—	—	—	—
1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
2.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
3.0	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.006
6.0	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
8.0	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
9.0	0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
10.0	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
地下水位(m)	-3.5	-3.3	-4.5	-4.3	-4.7	-5.4	-1.8	-3.1
地下水質	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	0.01 以下							
定量下限値	0.001							
深度 (m)	AS22-9	AT24-8	AT25-4	AX45-7	BE62-3	BG45-5	BG45-6	BG45-8
0~0.05 0.05~0.5	0.024	0.011	0.011	0.014	0.014	0.068	0.069	0.037
旧地盤	—	—	—	—	—	—	—	—
1.0	<0.001	0.008	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
2.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
3.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	<0.001	<0.001
4.0	<0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6.0	0.002	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
7.0	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
8.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.021	<0.001	0.001	0.002
9.0	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.018	<0.001	0.001	<0.001
10.0	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.008	<0.001	<0.001	<0.001
地下水位(m)	-2.8	-2.5	-0.2	-1.1	-2.3	-1.4	-1.0	-1.2
地下水質	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	0.01 以下							
定量下限値	0.001							
深度 (m)	BG45-9	BH45-1	BH45-2	BH45-5	BH45-8			
0~0.05 0.05~0.5	0.056	0.013	0.014	0.020	0.040			
旧地盤	—	—	—	—	—			
1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
2.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
3.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
4.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
5.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
6.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
7.0	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
8.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
9.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
10.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
地下水位(m)	-1.8	-1.5	-1.4	-1.3	-1.5			
地下水質	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	0.01 以下							
定量下限値	0.001							

※表中の赤字は基準不適合の値を示します。

※表層（深度0~0.5m）は平成29年度調査結果、その他は平成元年度調査結果によります。

※表層は、0~0.05mの土壌と0.05~0.5mの土壌を等量混合した試料を分析しています。

※地下水位は孔内水位で、地表からの深度を示します。

表 土壌分析結果一覧表
(砒素 土壌溶出量、地下水 (mg/L))

深度 (m)	AK23-8	
0~0.05 0.05~0.5	0.017	
旧地盤	—	
1.0	<0.001	
2.0	0.001	
3.0	<0.001	
4.0	<0.001	
5.0	<0.001	
6.0	<0.001	
7.0	0.001	
8.0	<0.001	
9.0	<0.001	
10.0	<0.001	
地下水位(m)	-1.7	
地下水質	<0.001	
基準	0.01 以下	
定量下限値	0.001	

※表中の赤字は基準不適合の値を示します。
 ※表層（深度 0~0.5m）は平成 29 年度調査結果、
 その他は平成元年度調査結果によります。
 ※表層は、0~0.05m の土壌と 0.05~0.5m の土壌
 を等量混合した試料を分析しています。
 ※地下水位は孔内水位で、地表からの深度を示します。

表 土壌分析結果一覧表
(ふっ素 土壌溶出量、地下水 (mg/L))

深度 (m)	W34-9	
0~0.05 0.05~0.5	0.94	
旧地盤	—	
1.0	0.09	
2.0	0.09	
3.0	0.11	
4.0	0.21	
5.0	<0.08	
6.0	<0.08	
7.0	<0.08	
8.0	<0.08	
9.0	0.10	
10.0	<0.08	
地下水位(m)	-3.4	
地下水質	<0.08	
基準	0.8 以下	
定量下限値	0.08	

※表中の赤字は基準不適合の値を示します。
 ※表層（深度 0~0.5m）は平成 29 年度調査結果、
 その他は平成元年度調査結果によります。
 ※表層は、0~0.05m の土壌と 0.05~0.5m の土壌
 を等量混合した試料を分析しています。
 ※地下水位は孔内水位で、地表からの深度を示します。

10. 汚染土壌の掘削除去を行う際の対応について

■ 準備書 P. 9. 9-8 「⑤ア. 予測の前提条件」における記述内容

土壌汚染対策法に則り掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 31 年3月）に準じるものとし、運搬時の汚染土壌の飛散防止対策を十分に講じるものとします。汚染土壌の処理・処分は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 31 年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行うものとします。

① 掘削除去を行う際の周辺環境保全対策

掘削除去等の措置を実施するにあたっては、周辺環境保全計画を立案します。

- ・ 周辺環境保全対策の施行体制（責任者と平常時、緊急時の体制等、緊急対応策）をあらかじめ立案します。
- ・ 地下水の水質と水位を測定します。測定場所については、準備書 P. 11-2（表 11-1(1)）の地下水の水質とリンクさせて検討するものとし、下流側の地下水の揚水状況^註等を踏まえて適切に設定します。
- ・ 掘削時に基準不適合土壌又は特定有害物質が飛散、揮散しないよう、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等の防止対策を講じます。（現場の状況に応じ、散水、養生シートの敷設等）
- ・ 詰替えまでの仮置き期間中、飛散等及び異臭の発散の防止措置を行うとともに、当該場所に新たな汚染が生じないように、地下浸透防止措置を行います。
- ・ 作業員の靴、手袋、衣服、車両のタイヤ及び使用機材等に特定有害物質が付着し、周囲の環境に持ち出されることがないように、洗浄施設等の適切な対策を講じます。
- ・ 地下浸透防止措置の実施、又は集水渠を設けるなどの対策を行うとともに、周辺河川の水質や流量の測定を行います。測定場所については、準備書 P. 11-2（表 11-1(1)）の水質（水の汚れ）とリンクさせて検討します。

なお、掘削除去後の地下水及び水質モニタリングの詳細については、8月の審査会にてご説明いたします。

注：許可対象揚水施設：日本アビオニクス株式会社横浜事業所及び解体工事現場

② 汚染土壌の運搬、処理の手順

汚染土壌の運搬先等の具体的な内容については、最低限以下の手順を踏んで対応します。

- ・形質変更時要届出区域等から搬出する際には、あらかじめ形質変更時要届出区域等の所在地、汚染土壌の汚染状態、体積、搬出着手・完了、運搬完了、処理完了予定日などを記載し、必要な図面など（形質変更時要届出区域等の図面、管理票写し、自動車等の構造、保管・詰替施設の構造など）を添付した書類を市長に届け出ます。
- ・形質変更時要届出区域等外への搬出日から汚染土壌処理施設搬入までを速やかに行い、30日以内に終了させます。運搬にあたっては、特定有害物質などの地下への浸透防止策を講じ、汚染土壌を運搬している旨を表示するとともに、専用のフレキシブルコンテナ等によるものとします。
- ・処理は汚染土壌処理施設に搬入した日から60日以内に行います。
- ・汚染土壌を形質変更時要届出区域等外へ搬出にあたり、運搬又は処理を委託する際には、環境省令に従い、管理票を交付し、適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認します。

③ 運搬、処理、処分の際の留意点

- ・フレキシブルコンテナ等による搬出の際は防水性の高いものを用い、浸透防止シートを併用します。
- ・異なる形質変更時要届出区域等の土壌の混入を回避します。
- ・運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育を徹底します。
- ・自動車等のタイヤ・車体、又は作業員の長靴等に付着した汚染土壌を形質変更時要届出区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行います。
- ・住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努めます。
- ・混雑した時間帯や通学通園時間を避けるようにします。
- ・運搬にあたっては、低騒音型の運搬車両や重機等を選択し、騒音を低減します。

11. 囲繞景観の予測の前提条件について

囲繞景観をはじめとする景観の予測については、準備書 p. 8-4 の表 8. 1-2(2)に示しますように、「敷地の存在（土地の改変）」と「構造物の存在」について予測を行うことが方法書の手続きにおいて決まりました。

「敷地の存在（土地の改変）」と「構造物の存在」の具体的な状況は、本事業が基盤整備事業である土地区画整理事業であることを踏まえ、以下のとおりとします。

敷地の存在（土地の改変）	造成工事を実施し、河道を含む地表の改変が終わった段階
構造物の存在	道路、調整池等の公共施設の構造物の整備が終わった段階

なお、桜並木等の街路樹を含む緑地については、グリーンインフラの検討や海軍道路の桜並木の検討状況を踏まえ、今後、詳細を検討していくため、フォトモンタージュ上には記載していません。

12. 工事用車両の運行ルートについて

対象事業実施区の南側には住宅地、学校等が存在し、かつ、瀬谷駅の周辺には商業施設も多く存在していることや、既存の道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを踏まえ、工事用車両は、環状4号線の南側は走行せず、環状4号線の北側や市道五貫目第33号線を主な走行ルートとしています。

大気質、騒音、振動及び地域社会において、工事用車両の運行による影響について予測評価を行う時の車両の設定は、現地調査で得られた調査結果を現況交通量とし、それに施工計画により算出された工事用車両を加えることで、予測条件となる交通量としています。そのため、工事用車両が通らない地点については、工事用車両による影響を予測計算することができません。地域社会5の地点は工事用車両が通らないことを前提とした計画なので、定量的な予測評価はできない状況です。